

I. 高齢者支援見守り配食事業の概要

1. 対象者・申請の理由について

(1)見守り配食事業の対象者について

見守り配食事業は市内に居住し、住民票に登録されている 65 歳以上の方で、次のいずれかに該当する方を対象としています。

- ①事業対象者
- ②要支援認定者
- ③要介護認定者

これらに該当しない方で、要介護認定申請の新規申請中の方は認定結果が出るまで対象とならないため、見守り配食事業を利用することはできません。

(2)見守り配食事業利用申請の理由について

見守り配食事業は、次のア又はイに該当し、かつ、ウ及びエに該当する場合に利用できます。

- ア 低栄養のリスク（BMIが18.5未満であり、かつ、6か月間で2kg以上の体重減少）がある者
- イ 次の(ア)及び(イ)に該当する者
 - (ア) 身体状況等により食事の調理や買物が困難で、かつ周囲の支援がなく食事に事欠くなど、栄養補給が十分でない者
 - (イ) 日中の見守りが必要な者で、単身世帯若しくは高齢者のみの世帯、又はそれに準ずる世帯
- ウ 介護保険料の滞納がない者
- エ 地域包括支援センター職員、ランチ職員又は担当ケアマネジャーのケアマネジメントの結果、配食の必要性が認められた者

見守り配食事業は介護保険料の滞納のない方を対象としています。そのため、介護保険料の納付状況を確認させていただきます。

これらの理由なく、見守り配食事業の利用申請をすることはできません。判断に迷う事例については、Q&Aを参考にするか、市にお問い合わせください。また、配食は本人に手渡しすることを原則としています。

2. 適用期間について

ケアマネジメントの結果、配食が必要と認められた曜日となります。1日2食(昼食、夕食)かつ週7日を上限とします(※配食事業者の利用不可日等があります)。

適用期間はケアプラン期間となりますが、**最長で2年間となります。**

3. 補助金額について

1食500円(おかずのみの場合は450円)以上の食事に見守り配送料として 250 円を補助します。介護保険料区分第1段階から第3段階に該当する方(生活保護受給者は除く)については1食 350 円補助となります。

利用者負担額は正規料金から市補助分(見守り・配送料)を差し引いた額です。利用者負担分を配食事業者に直接お支払いいただきます。なお、お支払いができない場合、見守り配食事業の利用を取り消す場合があります。

見守り配食事業の適用がない状態で配食を受けた場合は、正規料金での負担が発生します。

4. 申請・手続きについて

担当ケアマネジャー又は地域包括支援センター職員、ランチ職員、居宅介護支援事業者が配食事業者と調整後、見守り配食事業利用申請書、同意利用者基本情報(写)、同意ケアプラン(写)、を市に提出・申請してください。(提出先:市役所 2 階 35 番窓口又は各支所(大胡・粕川・宮城・富士見))

令和 7 年度より前橋市電子申請システム(LoGo フォーム)での申請も可能です。

前橋市高齢者支援見守り配食事業申請フォーム URL

<https://logoform.jp/f/NTCjE>

